

別紙（入札条件）

1. 本件入札に関し入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、大石田町財務規則（平成12年3月大石田町規則第8号）に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
2. 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させる時は、その委任状を持参させなければならない。
3. 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
4. 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
5. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
6. 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
7. 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
8. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
9. 金抜設計書の項目に基づき積算内訳書を必ず提出すること。提出しない場合及び記載内容が不明瞭な場合や第一回の入札書記載金額と金額が一致しない場合、失格となります。
10. 最低制限価格を設定しますので、入札書記載金額が設定金額未満の場合、失格となります。
11. 入札時に、誓約書（別紙様式）を提出すること。